

## さぬき市インターネットモニタリング研修の取組報告

## 1 目的

## (1) 現状

- ① 近年、インターネット上での差別表現等の書き込みによる人権侵害が社会問題となっている。
- ② 悪質なものでは、意図的に差別を助長することを目的とした投稿が見受けられ、本市においても同様の事案が発生している。

## (2) 目的

- ① 職員が人権・同和問題についての知識を習熟し、人権感覚を養い、人権保障をあらゆる政策の中で生かす。
- ② インターネット上での差別投稿の拡散及び人権侵害の防止等を図る。【人権侵害や差別表現をパトロールし、それを発見し削除要請する】

## (3) 目的達成の取組

## ※研修の取組

差別表現等の書き込まれる恐れのあるインターネット上の掲示板等での差別的表現等の投稿の有無を定期的に監視するインターネットモニタリング研修を実施

## 2 監視対象

原則、インターネット上の本市に関連する「同和問題」に関する差別的表現を重点対象とするほか、高齢者や障害者、子ども等、さまざまな属性に対す差別的表現等についても対象とする。

## 3 研修を行う職員

各部の若手職員2名ずつを5グループに区分し行う。

## 4 実施日

各部の研修職員は、担当月のうち、月初から14日まで、及び15日から月末までの間で選択する1回ずつ実施し、人権推進課に状況報告する。〈月2回〉

## 5 削除依頼基準

- (1) 個人のプライバシーを侵害するおそれがあると認められるもの
- (2) 他人を誹謗中傷すると認められるもの
- (3) 不当な差別を助長する恐れがあるとみとめられるもの

## ※削除要請

上記(1)～(3)の基準のいずれかに該当すると人権推進課が判断した場合は、香川県人権啓発推進会議の監視班に依頼し、そこで削除すべきと判断がなされた場合には、香川県の担当課において、サイト運営者等に削除を要請する。

また、緊急を要するものについては、本課から直接運営者等に削除要請する。

## 6 掲載例

### (1) ○○地名総監

香川県□□市××、香川県◆◆町△△■ ■

### (2) ▲▲会社は、(賤称語)

(3) ◆◆には、○○○○(個人名)がいて、県立△△高校□□科を昭和▼▼年度卒業、●●にパワハラしているに違いない。

### (4) 「◎◎」という姓には犯罪者が多い

※(1)～(4)については、削除要請したが、(1)のみ削除され、(2)～(4)については、現在も書き込まれたままである。

## 7 モニタリング実績(2025.3.10時点)報告

(1) 監視班 20名 (2) 差別表現又は、疑義がある投稿 24件

(3) 削除要請件数 7件 (4) 削除件数 1件 (5) 削除率 14.3%

## 8 まとめ

### (1) 削除への課題

① プラットフォーム事業者やサイト運営会社に削除要請するが、我が国に差別を禁止する法律が存在しない。

② 差別の定義や基準が明確でない。

③ 憲法で保障される表現の自由や思想の自由と差別や人権侵害にあたる表現との対立

④ 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律<情プラ法>」(平成13年法律第137号)が制定され、令和7年4月に施行となる。

法律に基づく、ガイドラインを総務省が作成するが、あくまでも削除に関しては、事業者の判断にゆだねられる。

⑤ モニタリングを多くの目で監視する必要があるが、本市の取組だけでは、追いつかない。

### (2) 今後の取組

インターネットの発達、情報収集、発信、検索や情報の拡散が容易であり、非常に利便性が高く、現代社会には必要不可欠となっている。

しかしながら、情報の中にはデマ、偏見、誹謗中傷、差別を助長する情報などの誤情報があり、その情報を正しく見極める必要があるとともに、発信した情報を一瞬にして全世界に拡散され、個人情報の流出、人を傷つけることにつながる危険性もある。このことから、誰もが加害者にも、被害者にもならない情報リテラシーの教育、啓発への取組が大変重要である。

※ インターネット上の人権課題の解決に向け、市民の皆さん、事業所及び行政が

一体となって取り組み、差別のない幸せで明るいさぬき市をめざしましょう！